

議案第 80 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 12 月 11 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 9
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「、6 月に支給する
場合においては 100 分の 222.5、12 月に支給する場合にお
いては 100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 2
22.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 227.
5」を「100 分の 225」に改める。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条

例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「退職し」を「辞職し」に改め、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1項各号(第1号を除く。)又は」を削り、「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定に該当する場合を除く。」を「法第7条第1項に規定する心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合に該当して罷免された場合に限る。次項において同じ。」に改め、同条第2項中「退職し」を「辞職し」に、「100分の222.5」を「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」に改める。

第5条の2第1号中「懲戒免職の処分を受けた者」を「法第7条第1項に規定する職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行があると認める場合に該当して罷免された者」に改め、同条第2号中「地方公務員法第16条第1項各号(第1号を除く。)、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「法」に、「(同法)」を「(法)」に改める。

第4条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「改正後の市長等の給与等条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与等条例」という。)の規定(第

5 条第 2 項の改正規定に限る。) は、令和元年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等の給与等条例又は改正後の教育長の給与等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等の給与等条例又は改正後の教育長の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。